

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 10 日 (金) 第 268 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 公 安 委 員 会 規 則

- 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 (※) (生活安全企画課取扱い) 1
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通企画課取扱い) 1

### 公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第30号

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則 (平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

第 1 条 中「第 4 条 の 3」を「第 4 条 の 3 第 2 項 (法第 7 条 の 3 第 3 項 において 準用 する 場合 を 含む。)」に、「手続き」を「手続」に改める。

第 2 条 第 1 項 の 表 診 断 の 対 象 者 の 欄 中「第 5 条 の 2」を「第 5 条 の 2 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則第 2 条の規定により医師の指定を受けている医師に係る同条の規定による当該医師の指定は、この規則による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則第 2 条の規定による医師の指定とみなす。

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第31号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則 (昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

様式第12号及び様式第13号を次のように改める。

様式第12号及び様式第13号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。